

授業科目名 (英訳)	商法 I Commercial Law I					担当者所属 職名・氏名	法学研究科 教授・洲崎 博史				
配当学年	1・2・3 回生	単位数	2	開講年度 開講期	H27 前期	曜時間		授業形態	講義	使用言語	日本語
<b>【授業の概要・目的】</b>											
<p>受講者の輪読方式により、会社法に関する米国、ドイツのテキストを講読し、討議を通じてアメリカ会社法・ドイツ会社法・わが国会社法の基本構造について理解を深め、現代の企業活動がどのような枠組みで行われているかを把握してもらうことを目標とする。</p>											
<b>【到達目標】</b>											
<p>辞書を利用して、独力で英文・独文でテキストを読解し、わが国の法規整との異同を正しく把握することである。</p>											
<b>【授業計画と内容】</b>											
<p>米国会社法については、Klein / Coffee/ Partnoy , Business Organization And Finance, Legaland Economic Principles,11th edition,2010、ドイツ会社法については、Kübler / Assmann,Gesellschaftsrecht, 6.Auflage, 2006 をそれぞれテキストとして用いる。前者は、1980年の初版以来11版を重ねる、米国でも定評のある初学者向けの会社法の体系書である。副題に「Legal and Economic Principles」とあるように、「法と経済」の観点からの記述もある程度なされており、現在の米国会社法の有り様を知るには最適の文献である。株式会社の構造および取締役・役員に関する部分を購読する予定である。後者は、ドイツ会社法の標準的な体系書である。株式会社の総論の部分を購入する予定である。授業に参加する者は、英語の読解力のほか、教養科目としてドイツ語を履修した程度のドイツ語読解力およびわが国会社法についての基本的理解（法学部等において会社法を4単位程度履修しているか、またはそれに相当する学修を終えていること）が求められる。報告の割当ては第1回授業で決定する。報告にあたり、テキスト以外にどのような文献を参照すべきかなどについても、第1回授業で説明する。授業において履修者各人が積極的にコメントし、活発な討議を確保するため、報告担当者は、遅くとも授業の5日前には、担当部分の日本語訳を授業参加者全員にメールで送付すること。</p>											
<b>【履修要件】</b>											
<p>英語の読解力のほか、教養科目としてドイツ語を履修した程度のドイツ語読解力およびわが国会社法についての基本的理解（法学部等において会社法を4単位程度履修しているか、またはそれに相当する学修を終えていること）が求められる。</p>											
<b>【成績評価の方法・観点及び達成度】</b>											
<p>平常点による。文法に則してテキストを正確に読解出来ることを重視する。</p>											
<b>【教科書】</b>											
<p>【授業計画と内容】を参照。</p>											
<b>【参考書等】</b>											
<p>授業において、必要に応じて指示する。</p>											
<b>【授業外学習（予習・復習）等】</b>											
<p>報告担当者でない場合でも、担当者からメール送付された翻訳文に基づいて予習しておくこと。</p>											
<b>【その他（オフィスアワー等）】</b>											
<p>オフィスアワーは授業の際申し込むこと。 suzaki@law.kyoto-u.ac.jp</p>											